

# 子育て両立行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月31日 までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- ・男性職員 取得率を7%以上にする
- ・女性職員 取得率を80%以上にする

## 【対策】

- ・平成 31年 4月 ～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした園内研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知
- ・平成 31年 4月 ～ 育児休業の取得希望者を対象とした園内講演会の実施

目標2 小学校入学前までの子をもつ職員の短時間勤務制度を導入する。

## 【対策】

- ・平成 31年 4月 ～ 職員のニーズの把握、検討開始
- ・平成 31年 4月 ～ 説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標3 令和6年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

## 【対策】

- ・平成 31年 4月 ～ 部署毎に問題点の検討
- ・平成 31年 4月 ～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年3回）及び職員への周知